

証券コード 3426
令和3年9月13日

株 主 各 位

東京都台東区入谷1丁目27番4号
アトムリビンテック株式会社
代表取締役社長 高橋 快一郎

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面により議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和3年9月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年9月28日（火曜日）午後3時
（受付開始：午後2時15分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階 有明の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第67期（令和2年7月1日から令和3年6月30日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.atomlt.com/>）に掲載させていただきます。

◎株主様控室の設置およびお飲み物の提供は実施いたしませんので、あらかじめご了承ください。

◎株主総会にご来場の株主様へのお土産はございません。

事業報告

〔令和2年7月1日から
令和3年6月30日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府の推進する積極的な経済対策や日銀の継続的な金融緩和政策を背景に、雇用・所得環境は緩やかな回復基調が期待され、一時期は段階的に経済活動が再開する動きが見られたものの、本年4月には3度目の緊急事態宣言が発令されて個人消費の低迷や雇用環境の悪化を招くなど、新型コロナウイルス感染症の再拡大が重石となって、国内経済は先行きが見通せない状況に転じました。一方、世界経済を巡っては、米国では本年に入りワクチン効果で新規感染者数が減少していることに加え、バイデン政権下での巨額の経済支援策で個人消費が回復、また中国でも企業活動が堅調な推移を示すなど、世界経済の着実な回復が見られたものの、感染力の強い変異株の蔓延やインフレの兆候が強まりつつあるなどの懸念材料が顕在化し、不確実な世界情勢に伴う国内外経済の下振れリスクが膨らみ、景気の先行きに対する不透明感は、依然として払拭できない厳しい状況の下で推移いたしました。

当社の関連する住宅市場におきましては、低水準にある住宅ローン金利や過去最大規模の住宅ローン減税、すまい給付金など、政府による各種住宅取得支援政策が下支えしたものの、新設住宅着工戸数は、金融機関の審査厳格化が続く貸家や、近年高水準となっていた分譲戸建ての縮小を背景に減少傾向が続いたことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大により住宅購入の消費者マインドは落ち込み、建設業界における慢性的な人工不足や、物流費の高騰、更には米国・中国の木材需要の急増や貨物コンテナの不足を要因に輸入材・国産材ともに価格が高騰して品薄状態に陥るなど、住宅業界を取り巻く環境は依然として厳しく、本格的な市場の回復には未だ至らない水準で推移いたしました。

このように新型コロナウイルス感染症の拡大が経済活動に甚大な影響を及

ばす中において、当社はお客様を始めとする関係各位の健康と安全の確保及び事業活動の維持継続に向けて、各ショールームにおいては事前予約制で運用、更には営業活動の自粛ならびにテレワークやオンラインでの打ち合わせを推奨するなど、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制に必要な対策を講じつつ、第67期を最終年度とする「第10次中期経営計画（第65期～第67期）」において掲げた「自己改革を追究する企業風土の承継と発展」とのスローガンに従い、創業以来、積み重ねてきた現状に安住することなく「将来の発展を支えうる経営基盤の確立と進化」を基本方針として、持続的発展を可能にする原動力となるべき人材を確保し、世代交代による組織の若返りを進めて、全社的な連携を強化しつつ、組織をあげて次世代を担う基盤づくりと更なる進化を図って参りました。

また、住宅産業における企画開発型企業として、当社の主力商品群に成長したソフトクローズ関連商品の拡充はもとより、あまた市場の要望に応じて新技術ならびに新商品の開発に取り組み「内装金物（住まいの金物）の全般」に目を向けた裾野の広い商品開発と営業戦略の推進を心がけ、併せて販売費及び一般管理費の圧縮など調整かつ管理可能な諸施策を講じて、経営環境の変動に左右されにくい社内体制と財務体質の構築を目指し、更には商品戦略、市場戦略、及び情報システム戦略に一層の前進を果たすべく、鋭意、当面する各々の課題に取り組んで参りました。

商品戦略につきましては、日々嵩じるお客様のご要望に即応し、より現場主義に徹した柔軟で機動力のある商品開発を具現化すべく「営業設計グループ」を軸に据え、当社独自の機能を内包するソフトクローズ関連商品の拡充と市場への浸透に注力するとともに、コロナ禍を契機とした住宅需要の高まりに応えるため、住宅屋内用自動ドア「リニアエンジンMM30」に、手をかざすだけで引戸の開閉が可能な非接触型のクリーンスイッチをオプション機能として追加販売し、またリビングや寝室の一角をパネルで仕切って書斎を設けるなど、リモートワーク空間の構築に最適なSW移動間仕切システム「SW-900」の充実を図って参りました。

一方、市場戦略につきましては、金物卸売業界の流通ルートの整備に取り組むとともに、営業本部直轄の「販売促進グループ」において、当社商品の認知度向上と販路開拓を含む、積極的な営業支援活動を展開して参りました。なお、第67期においては、昨年10月の「秋の内覧会」に続いて、本年4月に

開催を予定していた「春の新作発表会」を中止といたしました。アトムCSタワーでは、新型コロナウイルス感染症の収束後に備えた事業展開を推進するとともに、引き続き、金物のみならず広くインテリアに関わる商品を常設展示して準備を整えつつ、オンライン上での問い合わせには積極的に対応するなど、お客様との商談機会の創出に取り組んで参りました。また、当社の情報発信基地としての性格を持つ同館では「KANAGUつなぐ 地域」伝統工芸支援プロジェクトを推進し、日本各地の伝統工芸や職人と協業して金物との融合を模索するなど、同所開設の本旨に則り、積極的に新分野・異分野の開拓を図って参りました。

なお、西日本市場の強化と深刻化する運送コストや、自然災害によるリスク分散など、BCP対策を踏まえた物流拠点の複数化を目的に運用を開始している「広島営業所・C/Dセンター」につきましては、管理運用する商品を徐々に増やしつつ、商品供給面における顧客満足・サービスの維持向上に努めて、所期の目的を果たして参る所存であります。

更に情報システム戦略につきましては、基幹システムサーバーやデータ分析用ソフトを更新するなど、当社の経営管理体制を支える「統合型業務ソフトウェア」の継続的なバージョンアップを実施し、営業・業務・現業の各部門とも、あまねく同システムを最大限に活用しつつ利便性の向上に努め、常に業務効率ならびに経営効率の一層の向上を図っております。

加えて、当社の「ものづくり」を広く紹介する目的として、ホームページ内の「atom動画ぎやらりー」におきましては、昨年10月にYouTube（アトムリビンテックの公式チャンネル）を開設し、機能商品を中心とした製品紹介や設計・施工ガイドなどを動画で配信し、当社の主力商品について単なる商品紹介に留まることなく、職人不足が顕著な建築現場においても施工方法や手順、金物の調整方法等を明解に確認できる利便性を高めた動画コンテンツの整備を進め、また、同ホームページ内では、アトムCSタワー内の展示商品の写真や一部商品では動画の閲覧が可能な「ショールームビュー」を本年6月に開設するなど、コロナ禍を見据え、SNSを積極的に活用した販売支援ツールの拡充に努めました。

このような経営全般にわたる諸施策を期中における内外況の変化に即応して推進して参りました結果、当期の売上高は9,627百万円（前期比7.4%減）、営業利益は630百万円（前期比7.4%減）、経常利益は655百万円（前期比7.2%減）、当期純利益は441百万円（前期比8.6%減）となりました。

品目別売上高

品目	第66期		第67期	
	自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日		自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日	
	百万円	%	百万円	%
折戸・引戸金物	7,768	74.7	7,171	74.5
開戸金物	761	7.3	710	7.4
引出・収納金物	815	7.9	752	7.8
取手・引手	421	4.1	439	4.6
附帯金物	625	6.0	553	5.7
合計	10,394百万円	100.0%	9,627百万円	100.0%

(注) 百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当期の主要な設備投資は、商品開発の金型取得などであり、投資総額は157百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、収束の見通せない新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、世界的規模で経済活動は停滞・萎縮している中、当社の関連する住宅市場におきましても、「ウッドショック」による調達・着工遅れが懸念されるなど、予断を許さない先行き不透明な状況に置かれていることに加え、少子高齢化を要因とする世帯数の減少や住宅の性能向上による高耐久・長寿命化などの構造的な要因によって、新設住宅着工戸数は中長期的に減少傾向で推移するものと考えられますが、政府による大規模な経済対策に加え、「グリーン住宅ポイント制度」が本格化するなど、住宅取得を促進する政策に支えられるとともに、コロナ禍がもたらしたライフスタイルの変化により、高付加価値型の賃貸住宅の高まりと併せて、既存住宅の改修やワーキングスペース、郊外へ戸建て住宅を求めるニーズの増加、更には抗菌・抗ウイルスや非接触商品の対応など、これらを要因とした市場の活性化が期待されるものの、新設住宅着工戸数の動向については、感染症の収束と消費性向及び所得環境の改善が更に拡大浸透しなければ、本格的な回復には至らない状況にあるものと思われまます。

このような状況の下、住宅関連産業に携わる当社といたしましては、引き続き被災地復興に寄与し、中長期的な観点において住環境の改善に向けた潜在的なニーズには根強い底流があるものと捉え、国際標準ISO9001（QMS・品質マネジメントシステム）及びISO14001（EMS・環境マネジメントシステム）を活かした商品開発により、創業以来118年の思い「独り歩きのできる商品を提供する」を全うし、併せて第68期を初年度とする「第11次中期経営計画（第68期～第70期）」においては「伝統を活かし、変革に挑む」とのスローガンに従い、当社独自の価値観や行動規範など、「伝統」の良い点を受け継ぎ、「変革」に挑む人材を育むことのできる活力ある組織環境の構築を推進し、また、「ウィズコロナ時代に呼応する事業スタイルの構築」を基本方針として、より現場主義に徹した商品開発を目指して技術力を磨き、発想力・想像力を結集することにより、市場ニーズに応えるだけでなく、市場ニーズを先取りした「ものづくり」の推進に取り組みつつ、かつてない規模と速度で変化しつつある経営環境の中で、「新しい生活様式」が求める本質的な要求を迅速に見極め、柔軟で自由な発想と高い技術力を活かした新たな事業スタイルの構築を目指して参ります。更には災害などの緊急事態が発生

した場合に、事業資産の損害を最小限に抑えるべく、中核となる事業の継続や早期復旧を図るための方法・手段を取り決めた事業継続計画書（BCP）を制定、第68期より本格的に稼働を開始することによって、鋭意、企業の社会的責任を果たして参る所存であります。

一方、アトムCSタワーにつきましては、進展する「LIVIN' ZONE」を通して当社の全事業ならびに全商品の情報発信基地とし、当社のステークホルダーを始めとする異業種・異分野の方々との交流、及びコラボレーションを進めるとともに、アーバンスタイル事業部では、同館を活動拠点として、従来の「ものづくり」のみならず、生活者の「価値観・ライフスタイルの多様化」が進む中、加速度的に進行する情報化社会への多面的なアプローチを行いながら、新しい時代の流れに対応し新しいテーマに向けた事業展開を推進して、豊かなライフスタイルをサポートする「住空間創造企業」としての独自性を深く追究するとともに、日本の伝統工芸や手仕事といった「日本のものづくり」を通じた文化的価値観の提案、コンサルティングなど、業際的かつ先進的な分野へ進出して業容ならびに新規事業の拡大を目論んで参ります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第64期 (平成30年6月期)	第65期 (令和元年6月期)	第66期 (令和2年6月期)	第67期 (当事業年度) (令和3年6月期)
売 上 高(千円)	10,483,546	10,589,833	10,394,001	9,627,427
経 常 利 益(千円)	656,031	687,135	706,141	655,615
当 期 純 利 益(千円)	446,906	434,605	482,770	441,171
1株当たり当期純利益(円)	112.01	108.93	121.00	110.57
総 資 産(千円)	11,613,680	11,971,789	12,021,808	12,414,032
純 資 産(千円)	8,622,712	8,910,882	9,242,271	9,556,742
1株当たり純資産額(円)	2,161.16	2,233.40	2,316.46	2,395.28

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については銭未満を四捨五入しており、その他については千円未満を切り捨てております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
記載すべき重要な子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（令和3年6月30日現在）

家具用金物・建具用金物・陳列用金物等、住まいの金物全般の企画開発及び販売

(8) 主要な営業所及び使用人の状況（令和3年6月30日現在）

- ① 本 社 東京都台東区入谷1丁目27番4号
- ② ショールーム等 アトムCSタワー（東京都）
ショップ&ショールーム 亜吐夢金物館（東京都）
アトム住まいの金物ギャラリー大阪事業所（大阪府）
- ③ 営業所 札幌・前橋・広島
- ④ 物流センター アトムC/Dセンター（埼玉県）
広島営業所・C/Dセンター（広島県）
- ⑤ 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126名	3名増	41.4歳	14.9年

(注) 使用人数には、嘱託（4名）・パートタイマー（8名）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況（令和3年6月30日現在）

該当事項はありません。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,420,000株
(2) 発行済株式の総数 3,989,820株（自己株式115,180株を除く）
(3) 当事業年度末の株主数 815名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
高橋不動産株式会社	885,440株	22.19%
高橋快一郎	500,000株	12.53%
アトムリビントック取引先持株会	416,100株	10.42%
高橋良一	290,000株	7.26%
アトムリビントック従業員持株会	247,360株	6.19%
高橋壽子	157,000株	3.93%
大塚李代	88,800株	2.22%
磯川産業株式会社	81,500株	2.04%
岡崎衛	76,000株	1.90%
櫻井金属工業株式会社	71,000株	1.77%

(注) 当社は、自己株式115,180株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（令和3年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	高 橋 良 一	高橋不動産株式会社 取締役
代 表 取 締 役 社 長	高 橋 快 一 郎	高橋不動産株式会社 代表取締役
常 務 取 締 役	鈴 木 英 光	C S 業 務 管 掌
取 締 役	伊 藤 友 悌	開 発 業 務 管 掌 ・ ア ウ ト ソ ー シ ン グ 統 括
取 締 役	池 井 正 彦	商 品 本 部 長
取 締 役	山 口 俊	営 業 本 部 長 兼 特 販 事 業 部 長
常 勤 監 査 役	金 子 豊	
監 査 役	輿 水 洋 一	
監 査 役	高 島 良 樹	柴田・山口・高島法律事務所 パ ー ト ナ ー

- (注) 1. 監査役輿水洋一氏及び監査役高島良樹氏は、社外監査役であります。
 2. 当社は、監査役輿水洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
高 橋 良 一	代表取締役社長	取 締 役 会 長	令和2年9月25日
高 橋 快 一 郎	取 締 役 副 社 長 (管理業務管掌・ 海外事業統括)	代 表 取 締 役 社 長	令和2年9月25日
鈴 木 英 光	取 締 役 (商品本部長)	常 務 取 締 役 (C S 業 務 管 掌)	令和2年9月25日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	8名	124,935千円
監 査 役	3名	25,480千円
合 計	11名	150,415千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、令和2年9月25日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額12,895千円(取締役11,895千円、監査役1,000千円)を含んでおります。
3. 平成8年9月25日開催の第42回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額230,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
4. 平成8年9月25日開催の第42回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長高橋快一郎に対し、各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
6. 上記のほか、令和2年9月25日開催の第66期定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、当事業年度ならびに当事業年度以前の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

取締役2名 7,133千円

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 監査役高島良樹氏は、柴田・山口・高島法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には開示すべき重要な取引はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 (9回開催)	監査役会 (10回開催)	主な活動状況
		出席回数	出席回数	
監査役	興水洋一	8回	10回	取締役会においては、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、監査役会においても適切な意見・提言を行っております。
監査役	高島良樹	8回	10回	取締役会においては、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、監査役会においても適切な意見・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 19,020千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びこれらの運用状況については以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・行動規範となる「企業行動規範」を定めており、取締役及び使用人に対して法令等を遵守し高い倫理観に基づいて行動することを求めるものとしております。
- ・監査役、内部監査部門及び監査法人との連携により、経営監視機能の強化を図るとともに、顧問弁護士と顧問契約を締結し必要に応じて客観的な経営に関する助言を戴く等健全な経営とコンプライアンスの徹底に努めております。
- ・コンプライアンス経営の強化を図る目的で、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見を「公益通報に関する規程」に定め、相談・通報窓口となる公益通報調査委員会を設けて一層の自浄体制の強化を図るとともに、公益通報者に対する保護も図っております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」その他の社内規程を整備し、文書等の適切な保存及び管理を実施しております。また、監査役からの求めがあるときには、これらを直ちに提供できる体制を整備しております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務上の経常的なリスクについては、「業務分掌規程」にて定めた各部門の役割に基づき、それぞれの担当部門が中心となり、各種マニュアル等に従い、これに対処するとともに、リスク発生防止策の推進に努めております。
- ・新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

- (4) **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行に努めております。
 - ・意思決定の迅速化と経営責任の明確化の実現に向けて、執行役員制度を導入し、機動的な経営の遂行に努めており、また既存の執行機関である経営会議と併せて、経営の効率化と活性化に向けた施策を講じております。
- (5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・子会社管理の担当部門は、子会社からの報告に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行うこととしております。
 - ・子会社の取締役等は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行うこととしております。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ・監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととします。
- (7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項**
- ・監査役は、その職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役からの指示の実行性の確保に努めております。
- (8) **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な審議・決議の場に出席し、取締役及び使用人から報告を受けることとなっております。
 - ・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底しております。

- (9) **監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・ 監査役は、その職務執行のため必要な費用又は債務を会社に対して請求することができることとしております。
- (10) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行等に係る重要な書類（電磁的記録を含む）を閲覧し、必要があると認めたときは、取締役又は使用人に対し説明を求めることができることとしております。
- (11) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- ・ 金融商品取引法及び関連法令に従い、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、運用しております。
- (12) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
- ・ 当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、「企業行動規範」をはじめとしたコンプライアンス関係の規程等を社内イントラネットで役員及び従業員に周知いたしました。
- また、「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携しながら、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

貸借対照表

(令和3年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,451,431	流 動 負 債	2,497,132
現金及び預金	2,527,710	支払手形	90,785
受取手形	311,580	電子記録債務	1,558,414
電子記録債権	406,361	買掛金	547,195
売掛金	1,438,988	未払金	52,721
有価証券	2,300,000	未払費用	40,428
商品	435,462	未払法人税等	113,596
前払費用	24,102	未払消費税等	56,592
その他	7,442	預り金	37,397
貸倒引当金	△ 215	固 定 負 債	360,157
固 定 資 産	4,962,601	退職給付引当金	138,032
有 形 固 定 資 産	2,453,074	役員退職慰労引当金	219,325
建物	1,143,907	その他	2,800
構築物	8,970	負 債 合 計	2,857,289
車両運搬具	406	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	138,503	株 主 資 本	9,520,493
土地	1,161,285	資本金	300,745
無 形 固 定 資 産	35,715	資本剰余金	273,245
商標権	157	資本準備金	273,245
ソフトウェア	35,251	利 益 剰 余 金	9,011,058
その他	306	利益準備金	43,189
投資その他の資産	2,473,811	その他利益剰余金	8,967,869
投資有価証券	2,350,965	土地圧縮積立金	95,868
関係会社株式	0	別途積立金	6,000,000
従業員長期貸付金	245	繰越利益剰余金	2,872,001
関係会社長期貸付金	22,675	自 己 株 式	△ 64,554
破産更生債権等	0	評価・換算差額等	36,248
長期前払費用	7,493	その他有価証券評価差額金	36,248
繰延税金資産	56,863	純 資 産 合 計	9,556,742
敷金保証金	49,131	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,414,032
長期未収入金	4,500		
貸倒引当金	△ 18,063		
資 産 合 計	12,414,032		

(注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔令和2年7月1日から〕
〔令和3年6月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		9,627,427
売 上 原 価		6,892,292
売 上 総 利 益		2,735,135
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,104,392
営 業 利 益		630,742
営 業 外 収 益		37,504
受 取 利 息	731	
有 価 証 券 利 息	14,629	
受 取 配 当 金	5,311	
有 価 証 券 売 却 益	23	
仕 入 割 引	5,072	
為 替 差 益	1,222	
受 取 補 償 金	10,000	
雑 収 入	513	
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,629	12,631
雑 損 失	2	
経 常 利 益		655,615
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,364	6,364
税 引 前 当 期 純 利 益		649,251
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	201,057	208,079
法 人 税 等 調 整 額	7,022	
当 期 純 利 益		441,171

(注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔令和2年7月1日から〕
〔令和3年6月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計			
					土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	300,745	273,245	273,245	43,189	95,868	6,000,000	2,566,484	8,705,541	△64,554	9,214,976	
当 期 変 動 額											
剰余金の配当							△135,654	△135,654		△135,654	
当期純利益							441,171	441,171		441,171	
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	305,517	305,517	-	305,517	
当 期 末 残 高	300,745	273,245	273,245	43,189	95,868	6,000,000	2,872,001	9,011,058	△64,554	9,520,493	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	27,294	27,294	9,242,271
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△135,654
当期純利益			441,171
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	8,953	8,953	8,953
当期変動額合計	8,953	8,953	314,471
当 期 末 残 高	36,248	36,248	9,556,742

(注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 5～50年

工 具、器 具 及 び 備 品 1～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における見込利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による期末退職金要支給額から特定退職金共済及び確定給付企業年金の年金資産を控除した額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 56,863千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、収益力やタックス・プランニングに基づく将来の課税所得の見積り等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得は、将来の事業計画を基礎として見積もられており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社が販売する住宅用内装金物は、主として住宅新設時に使用されるため、売上高の予測にあたっては、新設住宅着工戸数の増減に影響されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済情勢が悪化した場合、将来の課税所得の見積り等に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が増減し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額		4,012,338千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	金銭債権	42,111千円
3. 取締役に対する金銭債権債務	金銭債権	4,000千円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高 不動産賃借料の支払 39,600千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,105,000株	—	—	4,105,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	115,180株	—	—	115,180株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和2年9月25日 第66期定時株主総会	普通株式	69,821千円	17円50銭	令和2年6月30日	令和2年9月28日
令和3年1月28日 取締役会	普通株式	65,832千円	16円50銭	令和2年12月31日	令和3年3月11日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年9月28日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和3年9月28日 第67期定時株主総会	普通株式	65,832千円	利益剰余金	16円50銭	令和3年6月30日	令和3年9月29日

4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

未払事業税及び未払特別法人事業税	7,606千円
退職給付引当金	42,237千円
役員退職慰労引当金	67,113千円
減損損失	289,025千円
その他	28,468千円
繰延税金資産小計	434,451千円
評価性引当額	△319,257千円
繰延税金資産合計	115,193千円

2. 繰延税金負債

土地圧縮積立金	△ 42,270千円
その他有価証券評価差額金	△ 16,059千円
繰延税金負債合計	△ 58,330千円
繰延税金資産の純額	56,863千円

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。また、借入金等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の「売上債権管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は主に譲渡性預金、投資有価証券は主に株式及び債券であり、株式及び債券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、毎月、時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、4ヶ月以内に決済されております。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,527,710	2,527,710	—
(2) 受取手形	311,580	311,580	—
(3) 電子記録債権	406,361	406,361	—
(4) 売掛金	1,438,988	1,438,988	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,579,281	4,579,281	—
資 産 計	9,263,921	9,263,921	—
(1) 支払手形	90,785	90,785	—
(2) 電子記録債務	1,558,414	1,558,414	—
(3) 買掛金	547,195	547,195	—
負 債 計	2,196,396	2,196,396	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	71,684
関係会社株式	0

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決済日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,527,710	—	—	—
受取手形	311,580	—	—	—
電子記録債権	406,361	—	—	—
売掛金	1,438,988	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 社債	—	—	1,100,000	—
(2) その他	2,300,000	—	—	—
合計	6,984,640	—	1,100,000	—

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員が議決権の過半数を所有している会社	高橋不動産㈱	(被所有)直接 22.2%	不動産の賃借 役員の兼任	賃借料の支払	39,600	前払費用 敷金保証金	3,630 40,000

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
高橋不動産㈱に対する賃借料の支払については、近隣の取引事例を参考の上、賃借料金額を決定しております。
3. 高橋不動産㈱は当社取締役会長高橋良一が議決権の100%を直接保有しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	2,395円28銭
1株当たり当期純利益	110円57銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年8月20日

アトムリビンテック株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 ゆりか ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 真人 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトムリビンテック株式会社の令和2年7月1日から令和3年6月30日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年8月23日

アトムリビンテック株式会社 監査役会

常勤監査役 金子 豊 (印)

社外監査役 輿水 洋一 (印)

社外監査役 高島 良樹 (印)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最も重要な課題の一つとしており、安定的な経営基盤の確保と企業価値の向上に努めるとともに、配当につきましても積極的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

以上の方針および当期の業績を勘案し、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、令和3年3月11日に、1株につき16円50銭の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株につき33円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円50銭 総額 65,832,030円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を下記のとおり変更いたしたく存じます。

1. 変更の理由

(1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第28条（取締役の責任免除）及び第39条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第28条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (公告方法) 第4条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。	第1章 総 則 (公告方法) 第4条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会計監査人 <u>第38条～第41条</u> (条文省略) 第 7 章 計 算 <u>第42条～第45条</u> (条文省略)	第 6 章 会計監査人 <u>第40条～第43条</u> (現行どおり) 第 7 章 計 算 <u>第44条～第47条</u> (現行どおり)

第 3 号議案 取締役 1 名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役 1 名を増員することとし、選任をお願いしたいと存じます。なお、選任される取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
こ た き しげ ゆき 小 滝 繁 幸 (昭和34年1月3日生)	平成 8 年 11 月 小滝金属工業株式会社入社 平成 9 年 10 月 小滝金属工業株式会社代表取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 当社は、候補者小滝繁幸氏が代表取締役を務める小滝金属工業株式会社との間に商品購入等の取引があります。
2. 小滝繁幸氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 小滝繁幸氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小滝繁幸氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る内装金物業界の経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。選任後も、このような観点からその専門的な見識を当社経営に反映させていただき、また、当社の経営監督機能をさらに強化するため尽力いただくことを期待しております。
5. 当社は、小滝繁幸氏が取締役に選任された場合には同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。当該契約の締結は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件としております。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号

ロイヤルパークホテル2階「有明の間」

電 話 03 (3667) 1111

交 通 地下鉄半蔵門線水天宮前駅4出口とホテルが直結しております。

地下鉄 日比谷線 人形町駅A2出口から徒歩約5分

地下鉄 都営浅草線 人形町駅A3出口から徒歩約8分